

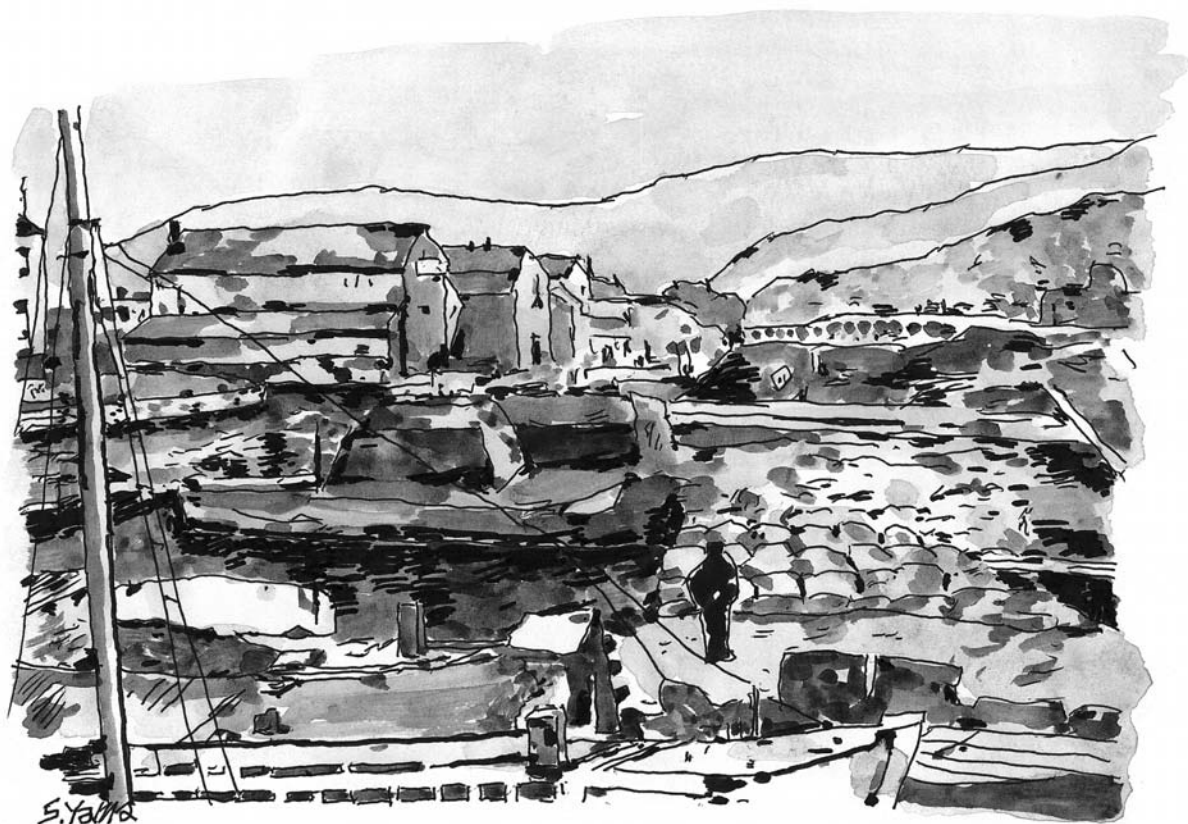
北のくらし

きらめく

北海道立消費生活センター

主な内容

- 期待ふくらむ消費者庁 … 2、3
- 石油燃焼機器に PSC マーク … 4
- 資格講座をやめるためには … 5
- 缶チューハイの品質 …… 6、7
- 消費者行政支援セミナーほか … 8



旧小樽運河

埋め立て前の小樽運河の寸景である。古いスケッチブックから再現してみた。昭和30年代前半のころの光景である。

(全道展会員 山下 脩馬)

〒060-0003
札幌市中央区北 3 条西 7 丁目道庁別館西棟
TEL (011) 221-0110
FAX (011) 221-4210
<http://www.do-syohi-c.jp/>

NO. 58 11月

スタートしました！

期待ふくらむ 消費者庁



民間高層ビルの5階にある消費者庁。「家賃が高すぎる」と話題に。右下は重厚な筆文字の看板

消費者団体の長年の悲願であった消費者庁が、9月1日に発足しました。これまで消費者行政は各省庁にまたがっており、「縦割り行政」の弊害や、規制する法令のない「法のすき間」の問題が指摘されてきました。消費者行政を一元化することで、製品事故や悪質商法などに迅速に対応できると期待されています。新しい行政機関が誕生したことで、北海道立消費生活センターにも問い合わせが寄せられています（下段参照）。消費者庁についてまとめました。

よくある質問

- Q1** 道立消費生活センターは消費者庁の傘下となり、国の組織になるのですか？ 消費者庁との関係を教えてください。
- A1** 道立センターはこれまで同様、(社)北海道消費者協会が道の指定管理者としてセンター業務を運営していきます。重大な消費者事故などが発生した場合は、道を通じて直ちに消費者庁へ連絡するなど、連携を密に取っていきます。
- なお、都道府県が設置するセンターは、市町村間の連絡調整や、消費者からの苦情や相談のうち、広域的な問題に対処していく役割も兼ねています。
- Q2** 消費生活相談の体制が
- Q3** 事故情報などは、直接消費者庁へ連絡できますか？
- A2** 基本的にはこれまで同様、各自治体が受けますが、消費者の利便性を考慮し、全国共通番号の「消費者ホットライン」(☎0570・064・370)を開設しました(道内実施は11月以降)。土日の相談は、国民生活センターが対応します。
- A3** 消費者庁は消費者からの情報提供を受ける「消費者情報ダイヤル」(☎03・3507・9999)を設けています。また、企業の従業員、事業者、行政機関職員からの公益通報者保護法や各種ガイドラインの相談(☎03・3507・9262)も受け付けています。

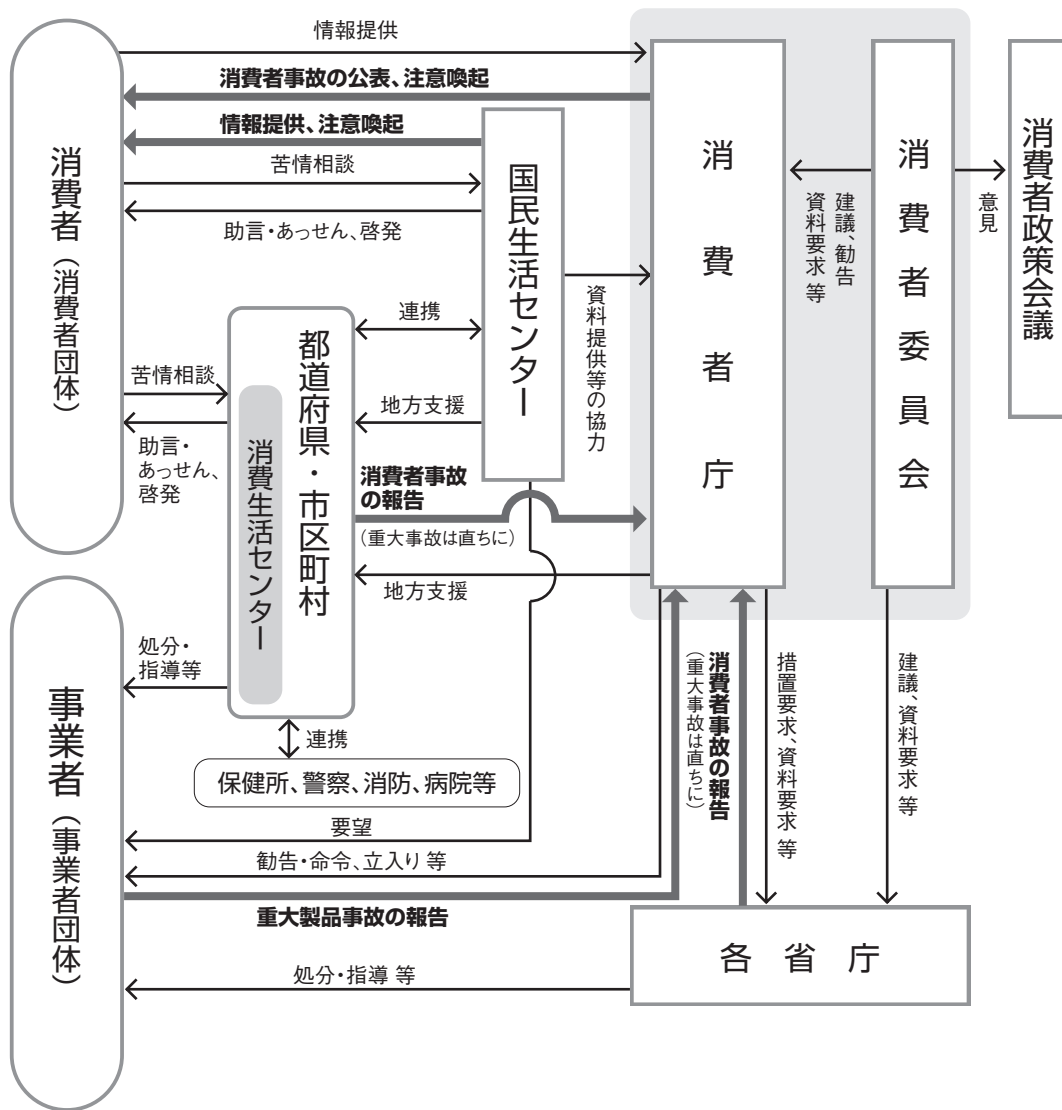
約2000人体制でスタート

消費者庁は内閣府の外局に設置されました。経産省や農水省などの9省庁と公正取引委員会から集められた約2000人の陣容でスタート。これまで各省庁が関連する法律を所管していましたが、生活に身近な特定商取引法や景品表示法、食品衛生法など29の法律を消費者庁が所管し(一部共管も含む)、消費者行政

の「司令塔」としての役割を担います。

具体的には、各省庁や地方の相談窓口、市民らから悪質業者や消費者事故の情報を集約し(「事故情報データベース」)を創設予定、調査・分析して各省庁へ問題のある業者への指導・処分などの要求・勧告を行います。悪質な事業者へは直接勧告や立入調査をする権限も有ります。また、消費者への啓発活動や地域

〈消費者行政の仕組み〉



※国民生活センターのホームページより抜粋

消費者行政を監視する、有識者からなる独立した組織「消費者委員会」も同時に発足しました。省庁と関係する業界との癒着を問題視する声に応えたもので、民間委員9人からなります。首相を通じて各省庁に勧告する権限も与えられ、消費者庁が機能を十分に発揮するための「力ギ」になります。

また具体的な監視の方法は決まっていますが、各委員が地方の消費生活センターを回り、相談員らと話し合える機会を設けることも検討されており、消費者とのパイプ役も担っていくとしています。

監視体制も万全に

消費者行政を監視する、有識者からなる独立した組織「消費者委員会」も同時に発足しました。省庁と関係する業界との癒着を問題視する声に応えたもので、民間委員9人からなります。首相を通じて各省庁に勧告する権限も与えられ、消費者庁が機能を十分に発揮するための「力ギ」になります。

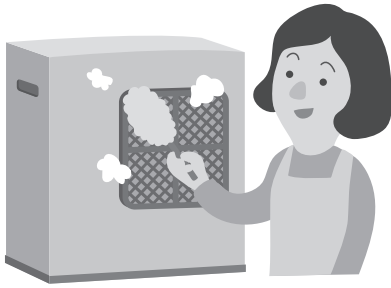
相談体制も充実

消費者からの相談や苦情を受け付ける全国共通の電話番号も設けました（消費者ホットライン ☎0570・064・370）。案内に従って操作すると最寄りの消費生活相談窓口へつながります。

しかし、整備は一部の県を除いて遅れており、北海道からつながるのは、11月以降になる見通しです。

石油燃焼機器に PSCマーク

暖房器具の 扱いに注意

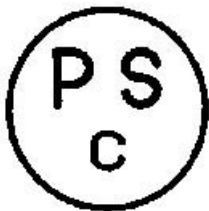


そろそろ暖房器具が活躍する季節。石油ストーブは、北海道では欠かせない暖房手段の一つです。しかし、火災や一酸化炭素中毒などの事故も報告されています。このため、消費生活用製品安全法(消安法)の特定製品に平成21年4月1日から指定されました。国が定めた安全基準を満たし、PSCマークを表示したものでなければ販売できません。買い換えの際はよく注意してください(施行後、2年間の経過措置が設けられています)。

消安法では、石油燃焼機器には、安全装置の搭載が義務付けされています。

安全装置というのは、①不完全燃焼防止装置②カートリッジタイプの場合、タンクのふたが完全に締まっているかどうか、音で確認できるようにし、タンクを抜くと自動的に消火—など。

また、今年初めて使用する際、フィルターやプラグの掃除などは素人で



PSCマーク

もできませんが、それ以上の手入れは素人では難しく、不完全燃焼の原因にもなりかねません。おかしいと思ったらすぐに販売店に連絡し、チェックをしてもらいましょう。

こんな事故にご注意！

●洗濯物がストーブに落ち
洗濯物は、最初はぬれていて重いのですが、乾いてくると軽くなりま
す。ストーブの熱対流や温風などに
より洗濯物が揺れ、ストーブの上や

周囲に落下して、火災になるケースもよくあります。くれぐれも洗濯物は近くに干さないようにしまし
ょう。

●スプレー缶が爆発
石油ストーブからの温風や輻射熱により、スプレー缶が過熱されたため、爆発、火災。

●換気不足で中毒に
締め切った室内で長時間石油ファンヒーターを使用すると、一酸化炭素中毒になります。1時間に1回は換気しましょう。

冬はやっぱり鍋!

卓上用コンロにも注意



鍋の季節に活躍する卓上用のコンロ。家庭用ガステーブルを含めガスコンロには、平成21年10月1日から、立ち消え安全

装置と調理油加熱防止装置を、すべてのバーナーに装着するよう義務付けられました。ただし、卓上用のひと口ガスコンロやひと口のカセットコンロの調理油加熱防止装置については、「揚げ物調理には使用できない」旨、表示してあれば装置がなくても販売可能です。

揚げ物をするとき、規制前のガステーブルを含め注意しまし
ょう。



050-7505-0999

Q **事例1**
 15年ほど前、行政書士の資格取得のため、通信講座を契約した。すでに支払いは完了しているが、資格は取得できなかった。最近になって事業者から自宅に電話があり、「資格が取れるまで講座は継続されている。次の過程を受講する必要があるので49万円必要」と説明された。不審に思って断ったが、また連絡がきた場合、どのように対処すればよいか。

以前契約した資格講座

やめるにも お金がかかるの？

事例2

A これらの事例は、資格取得のための講座や教材などの契約により、個人情報を知られてしまったことに起因する、「資格商法」の「二次被害」といわれるもの

何年か前に電話勧誘により、資格取得のための教材を購入したことがあった。それ以来、何度か他社から何らかの教材の購入契約を促す電話を受けたが、その度に断っていた。昨日、前に教材を購入したところと同じ事業者かどつかははつきりしないが、職場に電話があり、「通信教育の名簿に名前が載っている。全国教育団体の集会があるので、名簿に載っている人には今後別のところから電話がかかってくる。名簿から名前を削除するにはお金が必要」と言われた。どうすればよいか。



です。
 何年も経てから「講座はまだ修了していない」「やめるためには処理費用が必要」など虚偽の説明をして、新たにお金を支払わせようとしています。同じ事業者からの勧誘とは限らないので、名簿が流出しているとも考えられます。

二つの事例とも支払いが完了していれば、それ以上支払う必要はありません。

中には「被害者が全国にいるので、団体訴訟を起こすことになった。預託金を口座に振り込んでくれ

ると、引き落としが止まる」という、怪しげなものもあります。
 執ような電話勧誘の対処としては、きつぱり断って電話を切る事です。万が一、断りきれずに契約してしまった場合でも、契約書が手元に届いてから8日以内であれば、クーリング・オフが可能です。

また、特定商取引法では、事業者が電話で勧誘する際、一度断られた人に対して再勧誘することを禁じています。なかなかはつきり断りきれず、しつこく勧誘の電話がきて困るような場合は、最寄りの相談窓口へ。

※資格商法とは…「受講すると必ず資格が取れる」「〇〇の資格はいずれ国家資格になる」「限られた間に取得すると、国から優遇措置がある」「資格を取得すると仕事がたくさん来る」「資格がなければ、この仕事はできない」など虚偽説明で、高額な教材や講座の契約をさせようとしています。十分ご注意ください。

テスト結果一覧

表示	No.	商品名	製造者等	アルコール分 (%)	糖量 (%)	甘味料 (g/kg)		エネルギー (Kcal) 100ml当たり
						アセスルファムカリウム	スクラロース	
無糖	1	旬果搾りフルッティオレモン	アサヒビール(株)	6.3	0.0	0.04	0.01	35
	2	-196℃ゼロドライレモン	サントリー(株)	7.3	0.0	0.08	不検出	41
	3	氷結 ZERO レモン	麒麟麦酒(株)	7.5	0.0	0.05	不検出	42
低減 白糖	4	カロリクリスタルドライレモン&ライム	サントリー(株)	4.4	0.0	0.06	不検出	25
	5	スプラッシュタイム糖質ゼロレモン	合同酒精(株)	4.1	0.0	0.11	不検出	23
低減 糖	6	焼酎ハイボールレモン	宝酒造(株)	7.4	0.2	不検出	不検出	42
	7	氷結早摘みレモン	麒麟麦酒(株)	4.6	1.2	不検出	不検出	31
糖 低減 カロリー	8	カロリー.白桃	サントリー(株)	4.5	0.8	0.09	0.02	28
	9	アワーズライト	サントリー(株)	3.2	1.6	0.02	0.03	24
低減 カロリー	10	すらっと果肉入りレモン	アサヒビール(株)	3.2	1.5	0.05	0.01	24
	11	ウメッシュカロリーオフ	チョーヤ梅酒(株)	3.6	3.0	不検出	不検出	32
	12	チューハイレモンカロリー1/2	イオン(株)	4.2	0.0	0.14	不検出	24
	13	ビューティースパークリング	宝酒造(株)	4.5	0.7	0.03	0.03	28
糖 無添加	14	グレートバリュールモンチューハイ	製造者：三幸食品工業(株) 販売者：株式会社西友	4.4	0.0	0.19	不検出	25
	15	本搾りチューハイグレープフルーツ	麒麟麦酒(株)	6.8	2.0	不検出	不検出	46
通常品	16	旬果搾りもも	アサヒビール(株)	4.5	9.3	不検出	不検出	62
	17	旬果搾りレモン	アサヒビール(株)	5.1	4.0	不検出	不検出	45
	18	カンチューハイレモン	宝酒造(株)	8.1	0.5	不検出	不検出	47
	19	直搾りレモン	宝酒造(株)	7.6	2.8	不検出	不検出	54
	20	直搾りもも	宝酒造(株)	5.1	5.2	不検出	不検出	49
	21	-196℃凍結レモン	サントリー(株)	7.1	3.0	不検出	不検出	52
	22	-196℃こだわり果樹園白桃	サントリー(株)	5.0	6.4	不検出	不検出	54
	23	アワーズレモン	サントリー(株)	5.3	2.4	不検出	不検出	39
	24	氷結レモン	麒麟麦酒(株)	6.3	2.9	不検出	不検出	47
	25	ギュギュッと搾ったプレミアムカクテル白桃	麒麟麦酒(株)	4.1	10.6	不検出	不検出	65
	26	カルピスサワーやわらか白桃	カルピス(株)	4.6	2.8	0.06	0.04	37
	27	スプラッシュタイムチューハイレモン	合同酒精(株)	7.4	2.7	不検出	不検出	52
	28	スプラッシュタイムチューハイ巨峰	合同酒精(株)	5.2	6.6	不検出	不検出	56
	29	ウメッシュ	チョーヤ梅酒(株)	4.4	9.2	不検出	不検出	61
	30	チューハイレモン	製造者：合同酒精(株) 販売者：イオン(株)	7.1	2.6	不検出	不検出	50

出されませんでした。「糖低減」をうたった5銘柄の糖量は0.2~1.6%、「糖類無添加」表示の糖量は0.0%と2.0%でした。2.0%のNo.15は、「果汁27%」の表示があり、果汁由来の糖と考えられます。通常品15銘柄は、0.5~10.6%、平均4.7%でした。

○甘味料

(アセスルファムカリウム、スクラロース)

糖やカロリーに関する表示のある銘柄から多く検出されました。

○エネルギー

カロリー低減をうたった8銘柄は23~32kcal、平均26kcalでした。通常品15銘柄は、37~65kcal、平均51kcalで、カロリー低減をうたった銘柄の約2倍でした。

まとめとアドバイス

●「無糖」「糖低減」「糖類無添加」などの表示があると、低カロリーであることを期待しがちですが、アルコール分が高い銘柄は、エネルギーが低いとは限りません。栄養成分表示のエネルギー表示を確認しましょう。

●「糖類無添加」表示は、糖類を加えていないということであり、糖類を含んでいないということではありません。

〈栄養表示基準の強調表示について (飲料の場合)〉

	含まない旨の表示	低減された旨の表示
糖類	100ml当たり0.5g未満であること	比較するほかの食品より100ml当たり2.5g以上少ないこと
エネルギー	100ml当たり5kcal未満であること	比較するほかの食品より100ml当たり20kcal以上少ないこと

「無糖」・「低糖」表示でもカロリーに差 ～缶チューハイの品質テスト～

ビール系飲料の値上がりで、割安な缶チューハイやカクテルなど低アルコール飲料の売れ行きが好調のようです。中には健康志向の高まりから「糖類ゼロ」「カロリーオフ」など、糖質やカロリーを低減した旨の表示が目につきます。そこで缶チューハイ類を購入し、アルコール分や糖量などをテストしました。



テスト品目

缶チューハイ30銘柄＝「糖質（糖類）ゼロ」「糖質（糖類）〇〇%オフ」「糖類無添加」「カロリー〇〇%オフ」など糖やカロリーに関する表示があるもの…15銘柄／それらの表示のないもの（通常品）…15銘柄

テスト結果

○アルコール分

カロリー低減をうたった8銘柄は3.2～4.5%、平均4.0%と低い傾向にあったのに対し、カロリーに関する表示がない「無糖」「糖低

減」「糖類無添加」表示の7銘柄は4.4～7.5%、平均6.3%と高い傾向にありました。通常品の15銘柄は4.1～8.1%、平均5.8%でした。

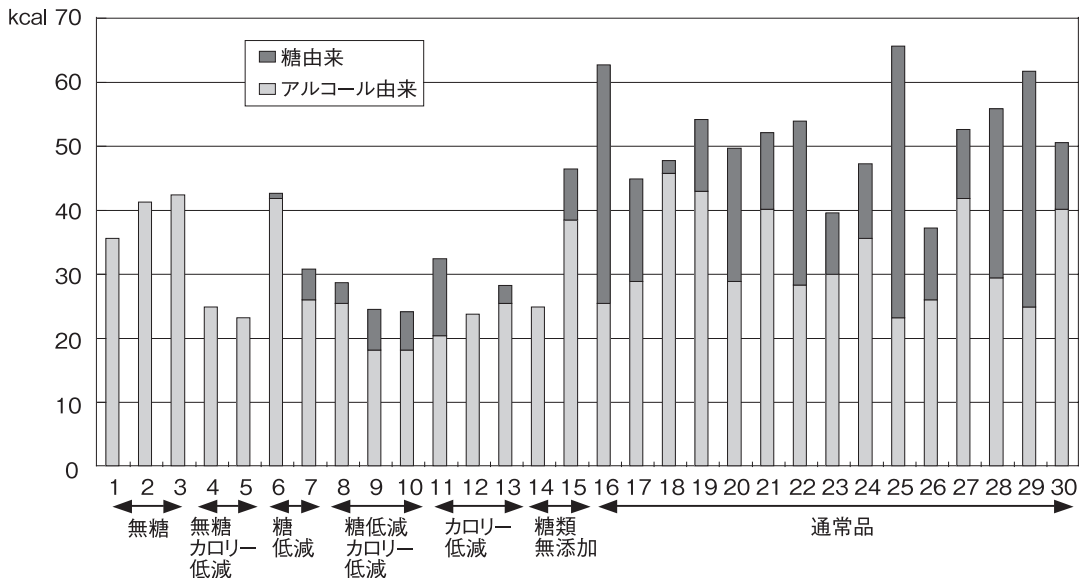
アルコール分の表示は「酒税の保全及び酒類業組合に関する法律」により、例えばアルコール分「5%」表示の場合、実際の量は5%から6%未満です。すべての銘柄が許容範囲内でした。

○糖量

果糖、ブドウ糖、ショ糖、麦芽糖、乳糖の5種類の糖を合計しました。

「無糖」表示の5銘柄は、いずれの糖も検

缶チューハイのエネルギー



消費者相談の向上をめざして 札幌のセミナーに 約3000人

(社)北海道消費者協会は、10月14、15の両日、札幌市内で「平成21年度地域消費者行政等支援セミナー」を開きました。



ネット通販販売トラブルなどについて説明する講師の原田由里さん(ECネットワーク理事)

このセミナーは、消費者行政活性化基金を活用したものです。対象は市町村の消費者行政に従事する職員や相談員。14支庁から2日間で延べ約3000人が参加しました。

初日は「特定商取引法」と「割賦販売法」を活用した相談対応について、2日目は電子商取引による消費者トラブルについて、それぞれ専門家が分かりやすく解説しました。引き続き、旭川でも27日に開かれました。11月19日は帯広でも開かれる予定です。

ビデオ上映と見学会

道立消費生活センターは①11月30日(月)と②12月17日(木)、午後1時30分からフリー見学会を開きます。ビデオ上映は①「気になる食品添加物」②「健康と葉の正しい関係」。午後2時からは展示室と商品テスト室の見学。当日直接会場へ。

セミナー、講座のお知らせ

※主催Ⅱ道立消費生活センター

◆知って得する体験学習講座 12月9日(水)、午前10時と午後2時の2回。場所は道立消費生活センターの商品テスト室。テーマは「電子レンジを使って電磁波を学ぼう」。テレビやパソコンを使って、電磁波測

定器で電磁波の強さや特性を学び、電磁波防護エプロンの効果も調べます。申し込みは電話かFAX、メールで啓発部まで。無料。

◆くらしのセミナー 内容は左表参照。場所は同センター「くらしの教室」。無料。申し込みは電話かFAXで。締め切りは①11月13日②12月11日。

日時	講座内容(講師)
① 11月18日(水) 13:00~ 15:00	「簡単冷凍食品、今、むかし?~安全性・表示などを考える~」(道立消費生活センター商品テスト部前仲子)
② 12月15日(火) 13:00~ 15:00	「地上デジタル放送のしくみと製品の選び方・使い方」(道立消費生活センター商品テスト部部长・梅田裕幸)

※主催Ⅱ(社)北海道消費者協会

011-221-4217
FAX 011-221-4219
◆食品表示を学ぶセミナー 11月27日(金)KKRホテル札幌(中央区北4西5)、無料。①午前10時から/テーマⅡ現代の病と食品の表示

講師Ⅱ小若順一氏(食品と暮らしの安全基金代表)②午後1時から/テーマⅡ食品表示から見る食の問題/講師Ⅱ神田敏子氏(全国消費者団体連絡会元事務局長。申し込みはFAXで。住所、氏名、希望する講座(①か②、または両方)、連絡先を明記。定員になり次第締め切り。

◆消費生活リダー研修講座 ①11月25日「保険法の改正について」「損害保険契約・賠償に関する法律知識」②11月26日「消費者の知って得する法律知識」「アレルギーマスクの知識と対応方法について」1日400円(1講座も同額)。申込みは電話で。11月18日締め切り。

北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7

北海道庁別館西棟2階
TEL 011-221-0110
FAX 011-221-4210

当センターは(社)北海道消費者協会が指定管理業務を行っています。